

公益財団法人野口研究所 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人野口研究所、英名を THE NOGUCHI INSTITUTE という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は化学及び化学の応用に関する研究・調査を行ない、化学技術及び化学工業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 化学及び化学の応用に関する研究・調査
- (2) 化学技術及び化学工業に関する研究に対する援助
- (3) 化学技術及び化学工業に関する研究者の養成及び援助
- (4) 化学技術及び化学工業に関する発明考案の工業化に対する援助
- (5) その他、前条の目的達成に必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第6条 この法人は、理事会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 設立者(野口 遵)は、昭和16年に金2,500万円をこの法人のために拠出した。

(財産の種類)

第8条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及び通常財産の3種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 特定資産は、用途を特定の目的に制約した財産で第10条に定める研究活動強化基金をいう。
- 4 通常財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。
- 5 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的の事業に使用するものとし、その取り扱いについては理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第9条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとする場合には理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(研究活動強化基金)

第10条 第3条及び第4条に定めるこの法人の目的、公益目的事業を積極的に遂行するため、理事会の決議により特定資産として研究活動強化基金を設ける。

- 2 研究活動強化基金への繰り入れ、取り崩し及び管理は研究活動強化基金規程に従うものとする。

(財産の管理・運用)

第11条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行なうものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産管理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出し、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び計算書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長が事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会の承認を得るものとする。

2 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出するものとする。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益社団・財団法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうちの重要なものを記載した書類に記載し行政庁に提出するとともに、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧の請求に供するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第16条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

(選任等)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人と定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（権 限）

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、政令に定めるその他の権限を行使する。

（任 期）

- 第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期終了後においても、第16条に定める定員の下限である5名に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第20条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）に規定する事項及びこの定款に定められた事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 24 条 理事長は、評議員会の開催の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 25 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選により選出する。

(定足数)

第 26 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 27 条 評議員会の議決は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の議決を経るものとする。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(5) 長期借入金の借入れの実施

(6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 28 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その事項は可決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 31 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 5 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 32 条 この法人に、次の役員を置く

(1) 理事 7 名以上 12 名以内

(2) 監事 2 名以上 4 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事、2 名を一般社団・財団法人法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第 33 条 理事及び監事は、評議員会の決議によってそれぞれ選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。

3 前項で選任された代表理事は、この法人の理事長に就任する。

4 理事会は、その決議により、第 2 項で選任された業務執行理事より 1 名の常務理事を選任する。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第 34 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事の権限は、理事会が別に定める業務分掌および職務権限規程による。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 35 条 監事は次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告書等を監査すること。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の会日とする招集通知が発せられない場合には、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権利を行使すること。
- 2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(任 期)

第 36 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第32条第1項で定めた役員の員数の下限数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第37条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合には、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。

(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(報酬等)

第38条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第51条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第40条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(構成)

第41条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行なう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事並びに常務理事の選任及び解任

(種類及び開催)

第43条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度末の3月及び毎事業年度終了後3ヶ月以内の年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求が2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第35条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 第35条第1項第5号の但し書きに基づき、監事が招集したとき。

(招集)

第44条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号より監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第5号による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の会日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対し通知しなければならない。

5 前号の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 45 条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(定足数)

第 46 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 47 条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 48 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 49 条 理事又は監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 34 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 50 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 51 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 52 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、総務担当理事がこれを統括する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認定等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第60条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業及び第17条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第58条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項にもかかわらず、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第17条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 公益社団、財団法人認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けるものとする。
- 4 前項以外の変更を行なった場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届けるものとする。

(合併等)

第 56 条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団、財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届けるものとする。

(解 散)

第 57 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 58 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の議決を経て、公益社団・財団法人認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 59 条 この法人が、解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団・財団法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 9 章 情報公開

(情報公開)

第 60 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(公 告)

第 61 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委 任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 明石景泰 白井 孝 佐藤政男 林 善夫 米田晴幸 松下文夫
増村正志 寺田生弘 吉田 健 石村秀一 木幡 陽 畑中研一

監事 中前憲二 窪 和美 浦 一昭
- 4 この法人の最初の代表理事は明石景泰、業務執行理事は白井孝及び佐藤政男とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
蛭田史郎 岡田俊一 根岸修史 柴田 豊 岩澤康裕 澤本光男

2010年11月1日設立制定

2011年1月19日一部変更

2018年6月19日一部変更